

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人電気通信大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別費(期末特別手当)の決定にあたり、業績に応じて額の100分の10の範囲内で増減を行うことができることとしているが、平成18年度においては増減を行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律113号)に準拠し、平成18年4月より本給の切替を行い、8号を6号に変更し、本給月額を6.6%引き下げた。また、調整手当を廃止し、地域手当を新設した。

理事

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律113号)に準拠し、平成18年4月より本給の切替を行い、6号を4号に変更し、本給月額を6.6%引き下げた。また、調整手当を廃止し、地域手当を新設した。

理事(非常勤)

平成18年4月より本給月額の引き下げにより時間単価を変更し、出勤回数に応じ、通勤費を支給することとした。

監事

該当なし。

監事(非常勤)

平成18年4月より本給月額の引き下げにより時間単価を変更し、出勤回数に応じ、通勤費を支給することとした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	18,396	11,856	5,236	1,304 (地域手当)		
理事 (2 10/12人)	41,680	24,150	12,568	185 (扶養手当) 1,334 (管理職手当) 2,856 (地域手当) 10 (住居手当) 577 (通勤手当)	4月1日 3名 11月1日 1名	8月31日 1名
理事 (非常勤) (1人)	1,754	1,728	0	26 (通勤手当)	4月1日 1名	
監事 (0人)				()		
監事 (非常勤) (2人)	2,653	2,520	0	133 (通勤手当)		

注: 年度途中で退任及び就任した理事については、1月を1/12人と換算して記載した。

「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

平成16年度運営費交付金の人件費積算分を基礎として、効率化削減を考慮した額の範囲内で運用する。教員数のうち10%を全学裁量ポストとして留保し、これを重点教育研究分野での教員採用、若手教員の抜擢人事等に活用する。
また、部局ごとの教員配置ポストを人件費及びこれに見合う人数で管理する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準拠することを基本としつつ、社会一般の情勢や本学の財務状況等を勘案し、適正な給与水準とする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給及び昇格、ならびに勤勉手当の成績率の決定において、勤務評定に基づき総合的な判断をする。
また、能力と業績の両面から評価し、評価結果を昇給や勤勉手当に反映させる新たな人事評価制度の導入についての検討を進めている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇給	毎年1月1日に 職員が昇給期間を良好な成績で勤務したときは、1～2号上位の号給に昇給させる(従来の普通昇給)。 また、勤務成績が特に良好である職員のうちから選考した者については、3～5号上位の号給に昇給させる(従来の特別昇給)。
昇格	勤務成績が良好な職員をその職務に応じた上位の級に昇格させる。
勤勉手当	基準日以前6箇月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)に準拠し、平成18年度4月に以下の改正を行った。

(1) 本給表及び本給制度の見直し

- ・本給の切替を行い、平均4.8%の本給額の引き下げを行った。
- ・きめ細かな勤務実績の反映を行うため、号給を4分割とした。
- ・55歳以上昇給停止措置を廃止し、55歳以上の昇給については昇給幅を通常の半分程度に抑制することとした。
- ・級の構成を変更し、一般職本給表(一)については1級と2級を1級に、4級と5級を3級に統合し、11級を9級と10級に分割し、一般職本給表(二)については、3級と4級を3級に統合した。
- ・昇給時期を年4回から年1回、1月1日に変更した。
- ・最高号給を超える本給月額に決定し得る枠外昇給制度を廃止した。
- ・中途採用者の初任給決定の制限を廃止した。
- ・昇格時の号給決定方法を変更した。
- ・本給の調整額についても、本給月額の変更に伴い、4.5%～6.2%の引き下げを行った。

(2) 調整手当を廃止し、地域手当を新設した。

(3) 6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	454	46.5	8,494	6,080	103	2,414
事務・技術	149	42.9	6,206	4,517	96	1,689
教育職種 (大学教員)	301	48.3	9,636	6,859	107	2,777
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (その他看護師)	1					
技能・労務職種	2					
指定職種	1					
在外職員	該当者無し					
任期付職員	1					
事務・技術	該当者無し					
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					
再任用職員	該当者無し					
事務・技術	該当者無し					
教育職種 (大学教員)	該当者無し					
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					
非常勤職員	8	42.4	5,446	3,988	128	1,458
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	7	44.4	5,812	4,240	135	1,572
医療職種 (病院医師)	該当者無し					
医療職種 (病院看護師)	該当者無し					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

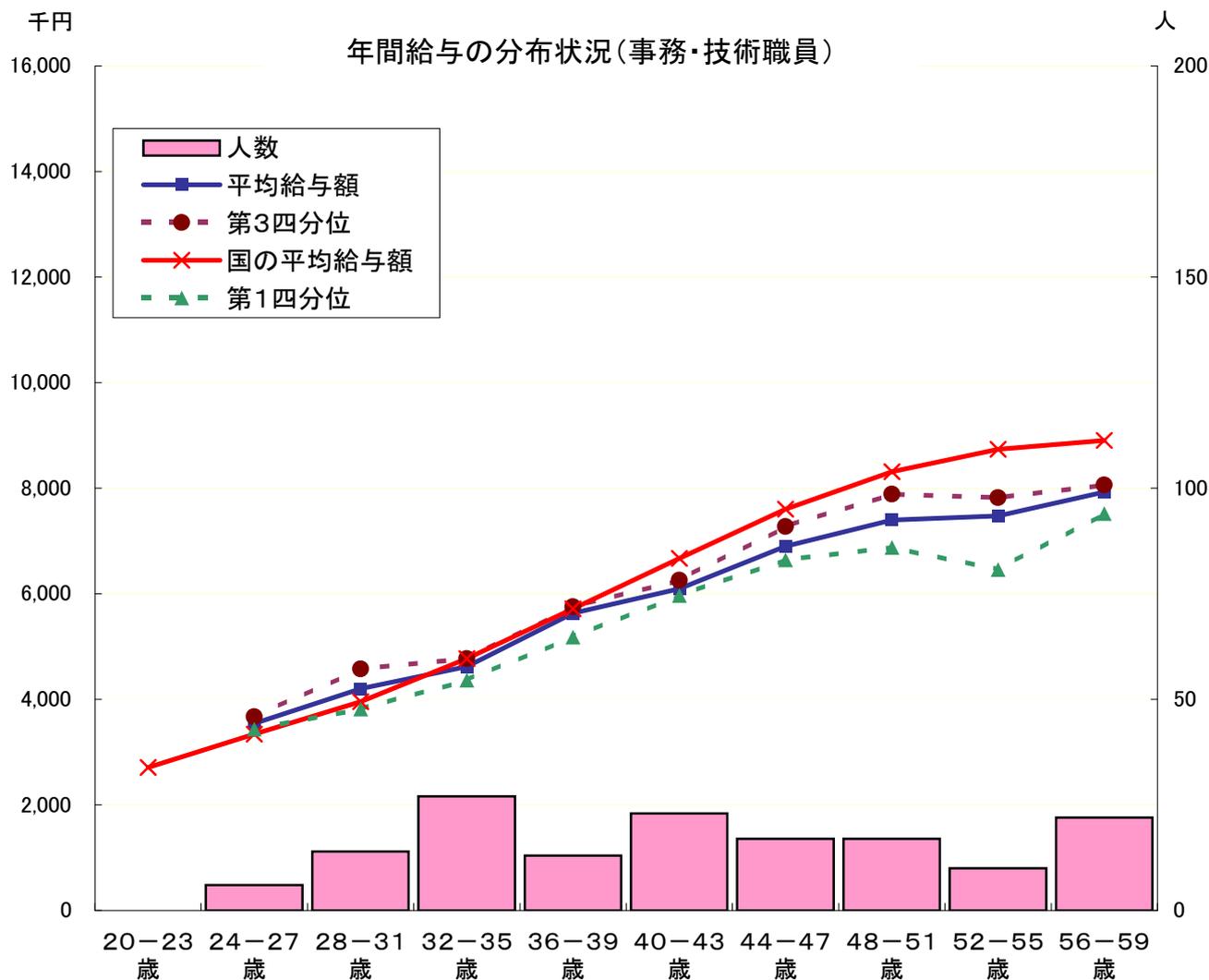
注2: 「技能・労務職種」とは、自動車運転手及び寮務師である。

注3: 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4: 常勤職員区分の医療職種(その他看護師)、技能・労務職種、指定職種、任期付職員区分の教育職種(大学教員)及び非常勤職員区分の事務・技術については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢以下の事項については記載しない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)

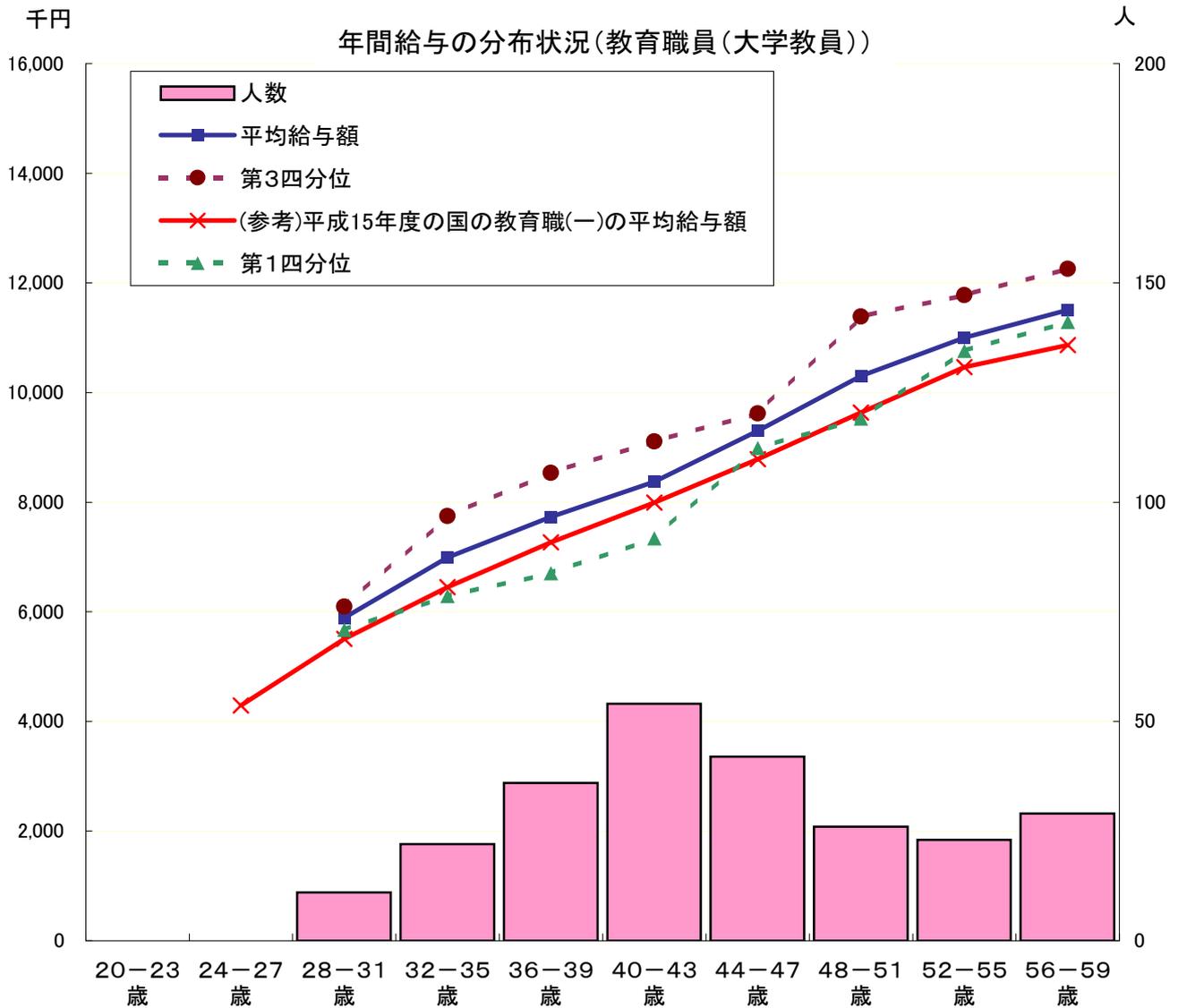


注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	1	—	—	—	—
課長・事務長	6	52.0	8,335	9,016	9,440
課長補佐・専門員	16	51.8	7,628	7,884	8,184
係長・専門職員	63	48.1	6,145	6,678	7,071
主任	22	39.3	4,948	5,457	6,009
一般職員	41	31.7	3,892	4,338	4,637

注: 部長の該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	116	57.2	11,039	11,629	12,121
准教授	111	44.4	8,532	9,021	9,501
講師	11	48.0	8,043	8,626	9,104
助教	63	38.6	6,288	6,715	7,206

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 専門職員 主任 一般職員	課長補佐 専門員 係長 専門職員	課長 課長補佐	課長	部長	局長 部長	局長	別に定める職位
人員 (割合)	149	6 (4.0%)	39 (26.2%)	67 (45.0%)	25 (16.8%)	7 (4.7%)	4 (2.7%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		28 }	36 }	59 }	58 }	59 }	56 }				
		24	26	34	46	39	52				
所定内給与 年額(最高～最低)		千円 2,858 }	千円 3,976 }	千円 5,350 }	千円 5,849 }	千円 6,088 }	千円 7,432 }	千円	千円	千円	千円
		2,458	2,650	3,614	4,706	5,577	6,561				
年間給与額 (最高～最低)		千円 3,807 }	千円 5,278 }	千円 7,296 }	千円 8,220 }	千円 8,458 }	千円 10,211 }	千円	千円	千円	千円
		3,375	3,615	4,948	6,439	7,837	9,015				

注:7級は該当者がそれぞれ1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢以下の事項は記載しない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授	別に定める職位
人員 (割合)	301	0 (0.0%)	63 (20.9%)	11 (3.7%)	112 (37.2%)	115 (38.2%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)			64 }	63 }	64 }	64 }	
			29	35	32	41	
所定内給与 年額(最高～最低)		千円	千円 5,882 }	千円 6,881 }	千円 7,836 }	千円 10,004 }	千円
			3,991	5,487	5,325	6,418	
年間給与額 (最高～最低)		千円	千円 8,093 }	千円 9,586 }	千円 10,808 }	千円 14,587 }	千円
			5,385	7,749	7,392	9,106	

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	67.0%	65.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8%	33.0%	34.8%
	最高～最低	45.7～32.3%	38.5～30.1%	42.1～31.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.5%	68.7%	67.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.5%	31.3%	32.8%
	最高～最低	40.4～31.4%	36.5～28.6%	38.4～29.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.7%	66.3%	64.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.3%	33.7%	35.4%
	最高～最低	49.6～33.2%	45.1～29.8%	47.3～31.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	68.8%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.3%	31.2%	32.7%
	最高～最低	40.4～31.6%	36.5～28.8%	38.4～30.1%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

92.4

対他の国立大学法人等

105.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

105.2

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 106.0

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,460,579	千円 4,422,803	千円 (%) 37,776 (0.9)	千円 (%) △ 80,272 (△1.8)
退職手当支給額 (B)	千円 458,991	千円 393,426	千円 (%) 65,565 (16.7)	千円 (%) 30,512 (7.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 655,919	千円 626,891	千円 (%) 29,028 (4.6)	千円 (%) 90,418 (16.0)
福利厚生費 (D)	千円 573,285	千円 561,443	千円 (%) 11,842 (2.1)	千円 (%) 9,113 (1.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,148,774	千円 6,004,563	千円 (%) 144,211 (2.4)	千円 (%) 49,771 (0.8)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「11. 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①最広義人件費の対前年度比144,211千円について

主な増減要因として地域手当導入による給与額の増及び前年度に比べ25年を越す長期在籍者の退職人数の増による退職手当支給額の増などが挙げられる。

②「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況について

i) 中期目標において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行うこととしている。

ii) (1) 中期計画において設定した削減目標

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

(2) 給与構造改革を踏まえた見直しの方針

平成18年4月1日付けで給与規程の改正を行い、平成18年度以降、国家公務員制度に準じた、給与水準の引き下げ、地域手当の支給、中高年齢層給与の抑制、勤務実績に応じた昇給制度の導入、賞与への勤務実績の反映の拡大等を導入した。

iii) (1) 基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 4,422,803千円
(2) 当年度の「給与、報酬等支給総額」 4,460,579千円
(3) 当年度までの人件費削減率 0.9%

計算式=(当年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100

③その他参考となる事項

当年度の「給与、報酬等支給総額」 4,460,579千円

平成17年度の「人件費予算相当額」 4,770,696千円

人件費の削減率(対人件費予算相当額) △6.5%

計算式=(当年度の「給与、報酬等支給総額」÷平成17年度の「人件費予算相当額」)
-平成17年度の「人件費予算相当額」×100

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし